

海外経済要録

米 国

◇米連銀の公定歩合引下げ

ニューヨーク、クリーヴランド、リッチモンド、カンサスシティの4連銀は、8月12日より公定歩合を3½%から3%へ引き下げたが（前月号要録参照）、その後、ミネアポリス（8月15日より実施）、アトランタ（16日より）、フィラデルフィア、シカゴ、セントルイス（19日より）、ボストン（23日より）、サンフランシスコ（9月2日より）、ダラス（9日より）の各連銀もこれに追随して引下げを実施、12連銀の引下げが完了した。

◇米国の市中大銀行のプライム・レート引下げ

ニューヨーク所在の大銀行マニュファクチャラーズ・トラスト・カンパニーは、8月22日よりプライム・レートの引下げ（5%→4½%）に踏み切り、ニューヨーク、シカゴ、フィラデルフィア、クリーヴランド、サンフランシスコなど全米主要都市所在の他の大銀行も翌23日これに追随した。

プライム・レート引下げについては、6月以降の連銀当局の一連の金融緩和措置によりその引下げが予想されながら、大銀行筋では民間の借入資金需要がなお旺盛で預貸率も引続き高水準を維持しているなど資金ポジションの改善がみられないことを理由に引下げをしぶっていたが、8月中の支払準備率の緩和措置、2度目の公定歩合引下げ、さらには7月以降の資金需要の引きゆるみなどからようやくこれが実施に踏み切るに至ったものである。

◇米国の第2四半期国民総生産

米国の国民総生産は本年第1四半期5,013億ドルと前期比149億ドル著増して待望の半兆ドル経済に到達したが、第2四半期は総額5,050億ドルで前期比37億ドルの増加にとどまり、その伸び率は著しく鈍化、景気が高原横ばいに転じたことを示している。増加額が僅少であったのは、設備投資、個人消費、政府支出、輸出超過など最終需要が98億ドル増加したにもかかわらず、鉄鋼スト後の在庫蓄積一巡を反映して在庫投資が差引61億ドルのマイナス要因に転じたためである。おもな特色を指摘すれば次のとおり。

(1) 個人消費支出は著実な個人所得の増勢を反映して57億ドル増加し第1四半期の伸び（37億ドル増）を上回った。主として食料品、衣料品を中心とする非耐久消費財およびサービス支出の増加によるもので、耐久財については、自動車支出は上昇したが家具、電気器具の支出低下もあり、微増にとどまっている。

(2) 新規建設支出は住宅、商工業建設いずれも横ばいに転じたためほとんど変らなかったが、新規設備投資は前期比24億ドルと引続き著増を続けた。他方在庫投資は前期の114億ドルの記録的な蓄積テンポから53億ドルの蓄積へと著しく増勢が鈍化した。

(3) 海外部門では、輸入は引続き漸増傾向にあるが、輸出の伸びが著しく前期に引き続いてさらに8億ドルの増加を示し、輸出超過額は20億ドルとなった。なお政府支出では、国防支出が若干減少したが、州・地方政府支出の引き続き増加により11億ドル増加した。

米国の国民総生産の推移

(単位・億ドル)

区 分	1959年	1960年 第1四半期	1960年 第2四半期	第1～第2 四半期の増減
国民総生産	4,821	5,013	5,050	+ 37
個人消費支出	3,138	3,233	3,290	+ 57
耐久財	434	442	445	+ 3
非耐久財	1,476	1,505	1,535	+ 30
サービス	1,228	1,286	1,309	+ 23
総国内民間投資	720	793	755	- 38
新規建設	403	408	407	- 1
生産者耐久施設	258	271	295	+ 24
事業在庫増減	+ 59	+ 114	+ 53	- 61
純輸 出	- 10	+ 12	+ 20	+ 8
政府支出	971	975	986	+ 11
連邦政府	533	518	517	- 1
州・地方政府	439	457	469	+ 12

(注) 四半期の数字は季節調整済年率。

資料：Survey of Current Business。

欧 州 諸 国

◇英国のポンド債務残高

英国大蔵省が最近発表したところによれば（別表参照）、本年第2四半期中の英国のポンド債務残高は96百万ポンド増加し、6月末残高は4,275百万ポンドに達し

た。これは1951年9月来の最高であり、6月末の金・外貨準備の4倍に相当する。第2四半期中のポンド債務の増加はもっぱら非スターリング地域諸国の保有ポンドの急増によるもので（西欧諸国81百万ポンド、ドル地域33百万ポンド増）、これはポンドに対する海外の信託を物語る反面、最近の英国の国際収支がこれら短期債務の増加を伴う海外短資の流入にささえられている点（第2四半期の金・外貨準備は40百万ポンドの増とポンド債務増の半分）懸念が持たれている。

ポンド債務残高

(単位・百万ポンド)

区分	合計	スターリング地域			非スターリング地域				国際機関	
		合計	英植民地	その他	ドル地域	その他中南米	西欧	その他		
1955年末	4,045	2,764	1,280	1,484	812	58	9	213	532	469
56 "	4,091	2,730	1,281	1,449	692	37	32	193	430	669
57 "	3,918	2,608	883	1,725	665	35	31	260	-339	645
58 "	3,976	2,519	880	1,639	834	58	18	408	350	623
59年3月	3,875	2,574	904	1,670	763	45	13	345	360	538
6月	4,088	2,649	895	1,754	730	52	14	303	361	709
9月	4,147	2,676	889	1,787	766	54	14	335	363	705
12月	4,211	2,703	873	1,830	803	60	12	387	344	705
60年3月	4,179	2,669	895	1,774	822	58	25	408	331	688
6月	4,275	2,674	874	1,800	940	91	41	489	319	661

(注) ドル地域その他中南米西欧の計数は分類の変更のため1957年以前とは厳密には連続しない。

◇フランスの1961年度予算案

フランス政府は9月1日、1961年度(暦年)予算案を発表、近く国民議会で審議されることとなった。

明年度予算案の要は歳出704億新フラン、歳入635億新フラン、差引赤字69億新フランであって、その赤字は引続き国民貯蓄でまかないうる限度70億新フラン以内に押えられている。歳出は中間計画に織り込まれた年成長率5.5%にほぼ見合った増加(37億新フラン)を示しており、また歳入面では経済規模の拡大に基づく自然増収が期待されており、1956年の個人所得税の臨時増税分を今後3か年に分けて減税するための税制改革が予定されている。

明年度予算案を支出項目別にみれば、人口増加に伴う文教支出増、官吏給与増などを反映した民政費支出の増加、アルジェリア関係軍事費増(現年度比2%増)のほか、原子力開発(現年度比36%増)、農業近代化(現年度比35%増)、地方開発、厚生関係などに対する財政投融资の増加が目される。なお、戦災復興費はその一段落から若干の減少をみるに至っている。

予算案の発表に際しボームガルトネール蔵相は、「今回の予算案もここ2~3年間の基本方針である健全財政の線に沿ったものであって、フランス経済の拡大と安定

という2大目的を同時に達成せんと配慮から立案されたものである」と言明しているが、フランス経済はその体質改善と相まって今後も引続き安定的成長を持続するものと期待される。明年度予算案の大綱を本年度予算と対比すれば下表のとおりである。

1961年度予算案

(単位・億新フラン)

区分	1960年	1961年	60年比増減
国家財政予算			
歳出			
一般民政費	345	375	+ 30
財政投資	64	71	+ 7
戦災復興費	16	13	- 3
軍・事費	166	168	+ 2
特別勘定	- 1	-	+ 1
計	590	627	+ 37
歳入	592	623	+ 31
歳出入超(A)	+ 2	- 4	+ 6
融資予算			
支出	77	77	-
回収	7	12	+ 5
融資純支出(B)	70	65	- 5
総合支出超(A)+(B)	68	69	+ 1

◇スイス国立銀行のホット・マネー流入抑制策

スイス国立銀行は市中金融機関との間にホット・マネーの流入抑制を目的とする下記のような内容の紳士協定を締結、8月18日以降実施をみた。

(1) 7月1日以降新規に受け入れた非居住者預金を引き出すには最低3か月前の予告を要する。ただし、本予告は次の場合には必要でない。

イ. 勘定を保有する銀行によって、他の通貨に振り替えられる場合。

ロ. スイスフラン表示で発行される外国公社債を引き受け、もしくは外国投資証券を購入するために使用される場合。

(2) 上記預金には付利しない。ただし、以下のものは例外とする。

イ. 常時スイス国内で労働に従事している外国人・外国からの季節労働者・国境地域に居住する自然人の貯蓄性預金。

ロ. 上記以外の非居住者(自然人)ならびに慈善福祉団体の2万スイスフランまでの貯蓄性預金。

ハ. 外国中央銀行および商業銀行の預金で、正常な取引関係の決済のため保有され、かつ本年上半期の

平均残高をこえない額。

(3) 本協定発効後新規に受け入れた期間6ヵ月未満の預金に対しては四半期につき $\frac{1}{4}$ %の手数を徴求する。ただし、以下のものは例外とし、かつ、予告期間の規定をも適用しない。

イ。(2)のイ、ロ、ハ、の預金

ロ。5万スイスフラン以下の預金

ハ。スイスとの商取引から生じた債務の履行、借入の弁済、利払などに今後6ヵ月以内に充当される預金。

ニ。予託有価証券に関し設定された現存預金勘定の受払で、従来水準をこえないもの。

(4) 満期もしくは予告期間ならびにそれに伴う金利条件が本協定発効前すでに定められていたものについては、その満期もしくは予告期間到来後本協定を適用する。

(5) 銀行は外国資金が、預金証券などを含むスイス有価証券、不動産、抵当権に投資されること、ならびに非居住者によるスイス銀行券の退職を防止するため全力を尽す。

(6) 本協定の有効期間は1年間とする。ただし、事態の改善いかんでは、期間満了前といえども廃止されることがありうる。

スイスでは、7月以降コンゴの政情不安によるベルギー資本の逃避を主因として多量のホット・マネーの流入がみられ、流入額は7月初旬以降の1ヵ月で約10億スイスフラン(2.3億ドル)に達したものと推定されている。これを映じてスイス国立銀行の金・外貨準備は6月末19億ドルから8月7日には21.3億ドルに増加をみた。一方、スイス経済は頃来設備投資と輸出好調を主因として上昇を続けており、今回の措置はかかる情勢下、短資の流入による流動性の増加が潜在的インフレ圧力を強める危険にかんがみ、それを予防するために実施されたものである。スイスは世界の金庫と称せられるごとく巨額の短資の滞留から恒常的に流動性が高く、かつまたこの地位の保持のための銀行活動の自由の要請から、金融政策の実施には伝統的に紳士協定が大きな役割を果たしてきており、ホット・マネー流入防止のための同種の協定は、すでに1937~39年、50~51年、55~58年と過去3回にわたり実施をみている。

本措置の実施により、流入は鈍化をみている模様で、7月末以降4.30台まで上昇していたスイスフランの対ドル相場は、8月下旬には4.31~4.32間に下落している。すでに西ドイツは6月、金利裁定およびマルク切上げ投機を理由とする短資流入に対し防止措置(6月号要録参

照)を実施しており、国際短資移動の主流は高金利かつ流入規制のないロンドンに向かっているものごとくであるが、しかしこれら資金の本質が逃避資本であり、かつまたマルク切上げのルーマーが払拭されていない現状では、西ドイツへの移動も否定しがたいところであり、いずれにせよ、交換性回復以来おむね正常な金利裁定を目的として行なわれてきた国際短資移動が、最近投機・逃避的要因が加わり、とみに大規模かつ不安定化し、各国の金融政策の実施に種々の問題を投げかけている点は注目を要する。

アジアおよび大洋州諸国

◇セイロン中央銀行の公定歩合引上げ

セイロン中央銀行は、8月13日、外貨準備の引き続き減少傾向に対処するため、これまで、一本建であった公定歩合を、国債を担保とする貸付利子歩合については、従来の2 $\frac{1}{2}$ %から4%へ引き上げ、必需物資の輸入金融など(注)については従来の2 $\frac{1}{2}$ %をそのまま据え置くこととした。本措置は、政府のぜいたく品に対する輸入関税率の引上げと同時にとられたもので、そのねらいは、主として非必需物資の輸入金融を抑制することにおかれている。

なお、同行の実質的な公定歩合引上げは1953年以来的ことである。

(注) 必需物資(食料、繊維、綿糸、薬品、化学肥料、農器具)の輸入、貯蔵、輸送、生産ならびに取引に関する金融。

◇インドネシアの貿易・為替制度などの改正

インドネシア政府は8月24日、インフレ対策として、貿易・為替制度改正のほか、財政、金融面にわたる一連の措置を実施した。その大要は次のとおり。

1. 貿易・為替措置(8月25日より実施)

(1) 輸出については、従来の輸出賦課金(20%)、統計税、および従量税を廃止し、新たに10%の輸出税を設ける。

(2) 輸入については、従来の輸入賦課金(6種に分類し、最高200%まで賦課)、統計税、従量税および輸入商品流通税(10%)を廃止し、新たに輸入物資を分類して①重要品目、②必要品目とし、①に対しては基本レート(1米ドル=45ルピア)を、②に対しては中央銀行の定める特別レート(1米ドル=200ルピアと決定)をそれぞれ適用することとした。また、輸入税の税率を従来の最高30%から最高100%に引き上げた。同時に、課税額の算定は、従来、基本レートで換算さ

れた輸入価額に輸入賦課金などを加えた額を基礎としたが、今後は基本レートで換算された輸入価額のみによることとした。なお、上記①の輸入物資に対しては、急激な値下りに伴う投機活動を回避する趣旨などから、過渡的に価格調整金（0～60%）を徴求する。

上記の措置により、政府は、重要輸入物資（食糧、衣類、重要建設資材）について2割程度の価格引き下げを目標としているが、反面、国産可能の日常身の回り品などおよび高級自動車、時計、カメラなどぜいたく品輸入については原則として外貨割当を行なわないこととした。

(3) 貿易外では、被仕向送金に対する従来の賦課金(20%)を廃止するほか、海外からの旅行者に対しては、大蔵大臣の定める特惠レート（1米ドル=90ピアとなった模様）を適用する。一方、仕向送金に対しては100%の送金税を課する。

2. 財政・金融措置

(1) 上記輸出入賦課金廃止などに伴う財政収入減に対応して、政府は、9月以降、政府支出の節減を図ることとしたほか、

(2) インドネシア銀行は、市中金融機関に対する貸出額の制限、業種別貸出規制、一定の支払準備金保有など、金融統制を強化し、

(3) 一方政府は、金融機関の国債保有を厚くすることとし、新たに発行される国債は期限1～5年、利率年4½～5½%、また、大蔵省証券は3ヵ月物年3%、9ヵ月物年4%の利回りで割引発行することとなっている。

以上の諸措置は、①輸出を促進するとともに、②重要輸入物資の価格引き下げ、金融統制の強化、財政支出の削減などを通じ、同国のインフレ高進を阻止しようとするものであるが、あわせて従前の複雑な輸出入諸税の簡素化をも図るものである。

◇フィリピン中央銀行の公定歩合引下げなど

フィリピン中央銀行は、9月8日、次のとおり公定歩合の引下げなどを実施した。

- (1) 基準再割引歩合を従来の年6%から5¾%へ引き下げる。
- (2) 要求払預金に対する支払準備率を従来の21%から19%へ引き下げる。
- (3) 従来、輸入信用状開設時に積立を必要とした輸入保証金（最高積立率50%）を全廃する。

上記のうち、再割引歩合の引下げはさる5月末の引下げ（年6.5%→6%）に続くものであり、また、輸入保

証金についても、5月、すでに大幅の積立率の引下げをみている。一方、支払準備率は昨年2月引上げ（18%→21%）後据置のままとなっていたものである。

以上の諸措置は、最近における外貨事情改善や金融面の落ち着きなどにかんがみ、本年4月以来行ないつつある漸進的に統制を緩和して生産の増加と合理化につとめる方針に沿い、さらに一步を進めたものとみられる。

また、為替・貿易面において中央銀行は、さる4月25日以降公定レート（1米ドル=2ペソ）と併用し、その後据置きのままであった自由市場レートを9月12日、はじめて次のとおり変更した（本年5月号要録参照）。

- (1) 自由市場レートを、これまでの1米ドル当り3.2ペソから3ペソに変更する。
- (2) これに伴い、輸出受取に対する自由市場レートの適用率を、従来の輸出総額に対する25%から30%へ引き上げ、上記レートの変更に伴う輸出業者のペソ手取額の減少をカバーする。

なお、輸入為替の売渡しについては、従来どおり特定品目を除き25%の割増金が賦課される。

◇豪州の1960年度予算案

豪州政府は、8月16日、1960年度予算案（60年7月～61年6月）を議会に提出した。本予算は、さる2月発表のインフレ対策の一環としての健全財政確立の線に沿い、2年来の赤字財政を改め、16百万豪ポンドの歳入超過を計上した超均衡予算である点を特色としている。予算の概要は次のとおり。

(1) 経常勘定では、

イ. 歳入（1,610百万豪ポンド）面で、法人税の引上げ、昨年はじめた所得税の5%割戻制の廃止、国営航空料金の値上げなどにより、計41百万豪ポンドの増収を図り、租税の自然増収と合わせ、歳入総額は前年度決算比12%（178百万豪ポンド）増となる。

ロ. 歳出（1,484百万豪ポンド）面では、福祉年金を若干引き上げたものの、経費節減のほか、これまで歳出増の主因であった公共事業費の規模を前年度以下に押え、歳出総額は、前年度決算比5%（82百万豪ポンド）増にとどめた。

(2) 資本勘定では、国債発行が前年度比21%減の150百万豪ポンドとなったが、これは外債について既発行分の償還期が到来し、一部乗換えはあっても新規債の発行には多くを期待できないためである。一方地方公共事業費などはその規模を前年度並みに押えたものの、国債発行額の減少により111百万豪ポンドの支出

超過となっている。

(3) かくて、經常資本両勘定を通じ、16百万豪ポンドの黒字が予定されている。

豪州の1960年度予算案

(単位・百万豪ポンド)

歳入	1959年度		1960年度	歳出	1959年度		1960年度
	予算	決算	予算		予算	決算	予算
総額	1,621	1,678	1,812	総額	1,682	1,707	1,797
經常勘定	1,385	1,432	1,610	經常勘定	1,385	1,402	1,484
税収	1,205	1,244	1,402	厚生関係費	322	334	357
うち(所得税)	(431)	(442)	(510)	うち(社会福祉費)	(301)	(299)	(331)
(法人税)	(233)	(229)	(268)	国防費	193	194	198
(国内消費税)	(247)	(252)	(264)	公共事業費	142	142	140
(売上高税)	(150)	(164)	(180)	州への支出	322	321	351
公企業収入	135	137	153	公企業支出	168	171	175
その他	45	51	55	その他	238	240	251
資本勘定	236	246	202	資本勘定	297	304	313
長期国債	190	190	150	国債償還	70	77	80
その他	46	56	52	地方公共事業および住宅建設費その他	220	220	230
歳入不足	61	29	—	歳入超過	—	—	16

(1) 予算……經常支出においては、昨年10月以降実施された直接税の大幅な減税に伴う歳入減に見合って、これを前年度決算比17%減の262百万NZポンドに圧縮した一方、資本支出においては、前年度比14%増の96.5百万NZポンドを計上している。

(2) 減税措置……貯蓄預金の利子所得に対する非課税限度の引上げ(£NZ12→£NZ30)などのほか、石油、たばこの消費税、自動車販売税の引下げを行なった。

(3) 産業振興策……イ. 1960年4月～63年3月の間の新規設備投資については、投資後、5年間に限り通常率を20%上回る特別償却を認める。

ロ. 内部留保に対する課税に減免措置を講ずる。

ハ. 企業の自己資金調達に対する現行規制を緩和する。

ニ. 国産品保護のため、ゴム製品、プラスチック製品の関税を引き上げ、電気器具における関税適用品目を追加する。

ニュージーランドの1960年度予算案(經常勘定)

(単位・百万NZポンド)

区分	1960年度 予算	1959年度	
		予算	決算
歳入	262.1	317.4	317.2
(うち 税収)	(215.7)	(280.4)	(278.5)
歳出	262.0	317.3	316.6
歳入超	0.1	0.1	0.6

◇ニュージーランドの1960年度予算案

ニュージーランド政府は、7月21日、特別償却制度の導入、保護関税の採用など一連の産業振興政策を盛り込んだ、1960年度予算案(60年4月～61年3月)を議会に提出した。

本予算案においては産業振興のため、若干の減税と資本支出の増額が行なわれているが、一方経済の安定をそこなわぬように經常支出については圧縮を図るなど総じて慎重な編成方針がとられている。